保全ニュースとうほく

（注意喚起）各種設備等の経年劣化による火災防止について

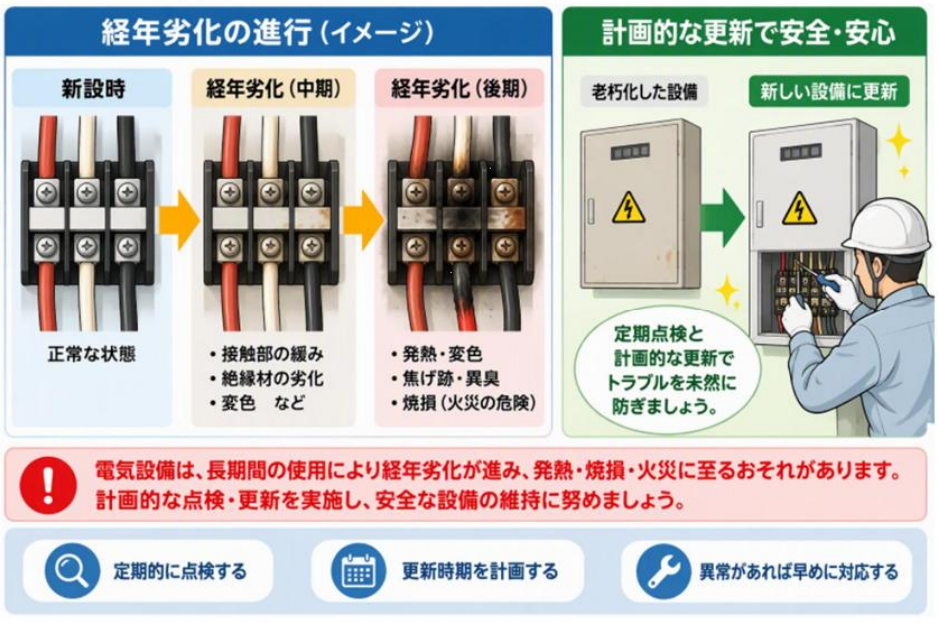
今年度、東北地整所管の官庁施設において電気設備の接続部品（端子台）が**発火、焼損**する事案が発生しました。

電気設備は長期間の使用により、接続部の緩みや部材の劣化等が進行し、発熱や焼損、さらには火災に至るおそれがあります。

各施設において、毎年の**電気設備の定期点検を確実に実施するとともに、発熱、変色、焦げ跡、異臭等の兆候が認められた場合は、速やかに専門業者へ相談し、必要な修繕・更新を行うようお願いいたします。**

※支障がない状態の確認として設備機器は６ヶ月又は１年ごとの確認をお願いしております。
リンク官庁営繕：支障がない状態の確認 - 国土交通省

また、設置後長期間が経過した設備については、点検結果を踏まえ、計画的な更新を検討いただくなど、火災事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。
電気設備に限らず、建物及び設備等の不具合は、人命や施設の安全に重大な影響を及ぼすおそれがありますので、施設管理者としての日常の設備管理及び予防保全のお取り組みをお願いいたします。



イラストはＡＩが作成したイメージです。

保全ニュースとうほく

地震対策：什器類の転倒防止等の安全対策の徹底について

今年度に入り長野県北部を皮切りに各地で地震が発生し、7 月末に熊本県で最大震度 7 を記録したのは記憶に新しいです。

東北地方においても東日本大震災が発生し被害が起きました。その中でも被害の多い傾向にあるのはオフィスキャビネットや什器の転倒・移動です。

近年、各官署において人員変更などによりオフィスレイアウトの変更による什器の配置変更、置き換えが行われております。その際、家具の固定、転倒防止対策が行われていない官署が数多く見受けられます。再度地震対策の徹底をお願いします。

■什器の転倒対策

・ 家具を壁、床に金具などで固定することが最も確実な方法です。 すべての家具を固定することは、実際には難しい場合もあります。室内の中央に間 仕切壁の代用として背の高い家具を配置することは、固定が床に限られてくるため大 変危険な状態となります。壁側以外に背の高い家具を置かないことや、避難経路や出 入り口の扉の付近には、転倒・移動しやすい家具を置かないことなど、避難の動線を 考えたレイアウトの検討も必要です。 耐震ラッチなどを扉に取り付ける対策が必要になります。

・ 家具同士の連結を金具などで行うことも効果的です。 二段式家具の上下連結、並べて使用する家具の横連結、壁側に設置できない場合は、 家具高さを 120cm 程度までとし背中合わせに連結することが必要です。

お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談に幅広く対応するため「**公共建築相談窓口**」を設置しております。保全に関する相談事項等がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局　営繕部　保全指導・監督室　　担当者：建設専門官
TEL 022-225-2171（内線 5512）　E-mail：thr-82kantoku@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局　盛岡営繕事務所　　担当者：保全指導・監督官室長
TEL 019-651-2015（内線 6051）　E-mail：thr-moriei@ki.mlit.go.jp